

みやづ

主な内容

- ◎新農業委員会委員の紹介
- ◎視察研修報告
- ◎コロナ禍の影響
- ◎農地の転用・売買・賃借手続き

発行／〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 宮津市役所内 宮津市農業委員会 ☎0772-45-1645(直通)



山下剛敏さん(47) 由良在住

平成28年4月から宮津市地域おこし協力隊の参加を通じて由良地区でオリーブ栽培に関わり、平成30年、自ら「Take Olive(タケ オリーブ)」を起業されました。現在265aの農地でオリーブを栽培されるとともにオリーブの葉の商品化も行っておられます。

「販路の確保や認知度を上げることが課題、観光と連携した戦略を展開していきたい。」と語る。(写真はオリーブ茶の材料となる葉について説明する山下剛敏さん)

新農業委員会委員の紹介

任期満了に伴い農業委員会は新体制に移行しました。

また、令和2年7月20日に開催された初総会において、会長に関野掲司氏、同職務代理者に今中睦美氏が選出されました。

令和5年7月19日までの3年間、24名の農業委員会委員（農業委員14名、農地利用最適化推進委員10名）と73名の農業委員会協力員による体制のもと、農地の利用集積や遊休農地の解消等、さまざまな活動をおこなってまいります。



○農業委員

前列右から氏名（担当地区）

小山有美恵（世屋）

石田 弘司（日ヶ谷）

宮崎 健治（新宮・上司）

関野 掲司（上宮津）

今中 睦美（杉末・滝馬）

宇野由美子（惣・皆原）

和久田三代（宮村・山中・獅子崎）

後列右から氏名（担当地区）

吉田 雅典（府中）

山田 正明（由良）

松本 聡（吉津）

吉田 進（日置）

宮崎 正之（中津・獅子）

細井 康（養老）

久保添公哉（辻町・波路・波路町）

○役員

会長 関野 掲司

会長職務代理者 今中 睦美
農地利用最適化推進委員

代表 酒井 義浩

同副代表 糸井 久和

役員 吉田 進、山田 正明



○農地利用最適化推進委員※

前列右から氏名（担当地区）

溝口 喜順（世屋）

和田 隆（府中）

酒井 義浩（宮津）

糸井 久和（吉津）

平野 信也（由良）

後列右から氏名（担当地区）

瀬戸 享明（日置）

荻野 雅章（日ヶ谷）

垣根 敏孝（養老）

細見 秀史（上宮津）

宮前 善有（栗田）

※平成28年4月に法律が改正され、農業委員と一緒に、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進を図るため、地域ごとにその中心的な役割を担います。

視察研修報告

農業法人(株)味歩里（みぶり）・(株)八百丹（福知山市 R2.12.9）

○視察研修

令和2年12月9日に福知山市の農業法人株式会社味歩里（みぶり）と株式会社八百丹（やおたん）に視察研修に行きました。

コロナ禍で少人数で半日の視察となりました。最初に牧地区で平成19年1月に法人化された味歩里にお伺いしました。設立目的は、地域の農地の荒廃を防ぎ、集積を図ることとされ、集落の農地の保全に大きな貢献をされています。経営面積は、34 haで水稻が22 ha、小麦・小豆8 haのほか、野菜や水稻の作業委託、さらに味噌や麹などの加工品も製造されています。従業員は正規が7人、非正規が3人で、このうち7人が60歳代以上とのことでした。福知山市街地に近い地域ですが、過疎化に歯止めがかからず、農地が会社を集積する中、社内の人材の確保や経営に苦慮されておられるお話を伺いました。

その後、旧三和町梅原地区の農業法人株式会社八百丹へ。集落は現在33戸で、平成初期から水菜の栽培が盛んで、遊休地を開墾され、平成11年に新規就農された現社長が平成30年1月に法人を設立。経営面積は、54 aハウス24棟で葉物やイチゴ等を栽培、露地では紫ずきん1 ha、冬野菜30 aで従業員は6人。就農10年目から地域の農家が次々と離農され、危機感をもたれた社

長が新規就農者を受け入れ、現在は6組が入植。野菜も人も愛情を込めて丁寧に育てておられ、経営もようやく軌道に乗ってきたとのこと。しかし、この間は苦労の連続だったとお話されていました。そんな苦労も夫婦なら乗り越えられると夫婦での入植を強くお勧めされていました。

集落の維持には農地が大きくかかわっており、これを維持するための人づくりが重要で、中核的な農業法人等の必要性を改めて感じた視察となりました。

（W委員）



味歩里（みぶり）の概要説明

○コロナ禍の影響

昨春から農業委員会では、コロナ禍による景況等について委員と情報共有を行ってきました。暖冬の影響が残る昨春には学校給食の休止やホテル、飲食店への野菜の供給が止まるなど不安定な情勢で、いつ戻るかわからない中での作付けを余技なくされましたが、夏野菜や特産品のヒオウギは、問題なく出荷できました。

水稻は、消費が減り供給過剰になるなど米価は更に下がりました。また、秋は気温が高く市況が悪い状況でしたが、GOTOトラベル効果もあり、直売所等は盛況で、売上も好調でした。今冬は、年末からの第3波でまた客足が遠のき、直売所やホテル、飲食店等への供給が減っています。

本市の農業は、専業農家は少量多品種で、単作による農家が少なく、供給先が受け入れられなくても近隣の青果市場での販路があり、今のところ壊滅的な影響を受けることはありませんが、一日も早く収束に近づけるよう感染防止対策に皆様のご協力を引き続きお願いします。

（W委員）



農地の転用・売買・賃借等は許可を受けてから

「自分の農地だから、許可や届出などしなくても、自由に売ったり、貸したり、転用してもよいのではないか」と思っておられる方はいませんか？

- ◆耕作者の農地の取得を促進し、その権利を保護するとともに、農地を守り、農地の効率的な利用を図るために、「農地法」という法律があります。
- ◆農地を売ったり、貸したり、転用したりするときには、農地法等に基づく許可が必要です。(許可申請書の受付締切日は毎月20日。ただし、当該日が土日祝日の場合は、その直後の平日です。)

農地を売買したり、貸し借りするときは

3条申請

- ◆農地を耕作目的で売買したり、貸し借りするときは、農業委員会の許可が必要です。
- ◆なお、資産保有や投資目的による売買、また、農地を取得する適格者(耕作面積が申請地を含めて30a以上)でない場合には許可されません。
- ◆農地の賃借は、農用地利用集積計画による利用権設定の方法が多く利用されています。

自分名義の農地を転用するときは

4条申請

- ◆農地の転用とは、農地に住宅、車庫、工場、倉庫、資材置場、駐車場、山林等、農地以外のものに用途を変更することで、農業委員会を経て府知事の許可が必要です。
- ◆転用申請では次のような内容を審査します。
 - ① 転用の目的は適正か
 - ② 転用の面積は適当か
 - ③ 水利等、必要な同意はあるか
 - ④ 付近の農業に与える影響はどうか
 - ⑤ 転用の目的は確実に実現できるかどうか
 - ⑥ 他の法令関係で手続きが必要な場合、それがなされているかどうか

他人名義の土地を買ってあるいは借りて転用するときは

5条申請

京力農場プランの実質化を進めよう!!

これからの地域の人と農地の将来計画の策定を集落単位で行っています。話し合い活動にぜひご参加ください。

- 農地の無断転用や無届による賃借は法律違反です。必ず農業委員会へ届出をしましょう。
- 農地の形状変更には、事前の許可または届出が必要です。
- 農地の適正管理は所有者、耕作者両者の義務です。荒廃地をなくしましょう。

しっかり積み立て、がっちりサポート
安心で豊かな老後を!!

農業者年金 に加入しましょう

農業者なら広く加入できます。



- ① 国民年金の第1号被保険者で
- ② 年間60日以上農業に従事する
- ③ 60歳未満の人なら誰でもOK



詳しくは、農業委員会事務局・JA各支店へ

全国農業新聞

営農・生活に役立つ
農業総合専門紙

頑張る農業者のみなさんを
応援します!

- ◆発行 毎週金曜日
- ◆購読料 1ヵ月700円
- ◆申込み 農業委員会事務局まで



新聞

全国農業

編集委員会

委員長	和久田 三代
委員	松本 聡
	細井 康
	平野 信也
	瀬戸 享明

昨年(2020年)はコロナ禍という思いがけない災難により、これまで当たり前だった日常が奪われ普通の暮らしの大切さを改めて実感しました。

さて、今日、農業は担い手不足、農地の荒廃化等、様々な課題を抱えています。食料を供給するという大変な重責を担っている仕事です。農業者の皆さんは、ぜひ自分の仕事に自負と誇りを持って課題解決に臨んでほしいと思います。

コロナ禍の中、明るい兆しも報告されています。若者の農村・農業回帰志向が強まり新しいタイプの兼業農家・多業農家が各地で増えているそうです。こうした流れが奔流となり地域農業の輝く未来が切り拓かれていくことを期待します。

本年もコロナ禍は収まる気配はなく、不安なスタートですが、農業委員会が核となり農業者、行政が一致団結すれば、必ず本市の農業を大きく発展させることができるかと確信します。コロナ後の明るい未来の農業を展望し、ともに頑張っていきたいと思います。(S委員)

編集後記